

宮古島市焼却施設運転管理業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、宮古島市焼却施設運転管理業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な手続きについて定める。

2 定義

この要項において、プロポーザルとは、公募により技術提案書の提出を求め、業務提案の内容と能力を評価し、業務委託の履行に最も適していると認められる者を選定する方式をいう。

3 業務委託の目的

本業務委託は、焼却施設等を効率的かつ適正な運転管理を実現し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

4 業務の概要

- (1) 業務名 宮古島市焼却施設運転管理業務委託
- (2) 施設の概要 名称 宮古島市クリーンセンター焼却施設
所在地 宮古島市平良字西仲宗根地内
主要設備 ストーカ式焼却炉 63t／日(31.5t／日×2炉)
- (3) 業務の概要 施設の運転管理、清掃、点検記録及び場内の環境整備を行うものとし、詳細は「宮古島市焼却施設運転管理業務委託仕様書」（以下、「業務委託仕様書」という。）に定める。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 委託料上限

委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、下表のとおりとする。

委託期間	委託料上限額 (消費税及び地方消費税額)
令和7年度～令和9年度	¥414,150,000-

6 参加資格

プロポーザルへ参加を申込む事業者は単独の企業とし、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。尚、参加資格要件の基準日は告示日とする。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 宮古島市建設工事等以外その他に係る業務入札参加資格名簿において種別(環境衛生：運転管理)に登録があるもの。

- (3) 沖縄県下に本店・支店・営業所のいずれかを有していること。
- (4) 国内の各自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 税金等の公金を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 沖縄県下において過去10年以内に地方公共団体が管理するごみ処理施設（複数炉で構成されるストーカ炉）の運転管理実績を継続して2年以上有していること。
- (9) 本業務を適正かつ円滑に運営するため、「業務委託仕様書」に記載の以下の有資格者（複合有資格者も対象とする。）実務経験者を、常時配置することができる者であること。
 - ① 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有する者で、廃棄物を対象としたごみ焼却施設（准連続炉または全連続炉 50t/日以上（1炉 25t/日以上）、経験年数2年以上）の運転管理実績を有し、業務責任者又は副責任者として経験を2年以上有する現場総括責任者を配置すること。
 - ② 第3種電気主任技術者(委託可)
 - ③ 第2種電気工事士
 - ④ 危険物取扱主任者(乙種第4類)
 - ⑤ クレーン特別教育修了者
 - ⑥ 特定化学物質等作業主任者
 - ⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
 - ⑧ フォークリフト運転技能講習修了者
 - ⑨ ダイオキシン類特別教育修了者
 - ⑩ アーク溶接等の業務に係わる特別教育修了者
 - ⑪ ガス溶接技能講習修了者

7 公募の公告

市長は、プロポーザルに参加するために必要な資格及び条件、作業内容その他必要な事項について、宮古島市のホームページに掲載し公告するものとする。

8 参加申込書の提出

参加者は、申請書類の提出に先立ち参加申込書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年1月23日（木）午後5時必着とする。
- (2) 提出場所 宮古島市役所 衛生施設課

(3) 提出書類

- ① 納税証明書
 - ア 国税の納税証明書
 - イ 沖縄県税の納税証明書（未納のない証明で可）

ウ 市区町村税（未納のない証明で可）

※ 取引に関する権限を支店等に委任している場合は、当該支店等の所在地の市町村が発行するもののみで可。

② 直近 2 箇年の財務諸表（損益計算書・貸借対照表）

③ 運転管理実績を証明する書類（委託契約書：写し可、履行証明書等）

5. 参加資格 (8)の条件を満たす事が証明できる書類

④ 業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な有資格者証の写し

※ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理）については、自社社員であることの証明として社会保険被保険者証の写しを添付。尚、その他の必要資格については、準備期間にて配置する場合は、その計画を記載の事。

⑤ 会社パンフレット

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 参加の可否 参加申請の内容を精査し、可否の回答を令和 7 年 1 月 27 日(月)までにメールまたは F A X にて通知する。

9 仕様書に関する質疑・回答について

(1) 受付期限 令和 7 年 1 月 28 日（火） 午後 5 時まで

(2) 提出方法 質問書（様式 2）に簡潔にまとめ、F A X にて提出すること

(3) 提出場所 宮古島市衛生施設課

(4) 回答期限 令和 7 年 2 月 3 日（月）まで

(5) 回答方法 参加申込が可の事業者へ F A X により回答する。

10 参加申請書類等の提出手続

申請書類は次により提出すること。

(1) 受付期間 令和 7 年 2 月 4 日（火）から 2 月 10 日（月）午後 5 時必着とする。

(2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所 宮古島市衛生施設課

(4) 提出方法 持参又は郵送

11 参加申請書類

次の(1)から(3)までの書類を提出すること。

(1) 参加申請書（様式 3）

(2) 技術提案書 指定様式 正本 1 部、副本 7 部

記載項目

① 会社概要及び企業健全性について

② ごみ焼却施設における受託実績

③ 業務実施計画

④ 業務実施体制

⑤ コンプライアンスについて

- ⑥ 災害等緊急時危機管理体制
 - ⑦ 地元貢献について
 - ⑧ その他業務委託に係わる提案
- (3) 参考見積書（様式 4）、見積内訳書（任意様式）
記載する金額は期間内の総額で消費税を含まない額とする。尚、準備期間の費用に関しては、提案者側の負担とする。

1 2 審査委員会

業務提案書等の書類審査及びヒアリング審査は、業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

1 3 選定方法及び選定結果通知

以下の審査で受託候補者を選定する。

(1) 書類審査

書類審査は、業務提案書の内容と能力を評価する。

① 評価基準は「1 5 評価基準」による。

② 見積額の評価

参考価格として受領し、受託候補者との交渉価格時に詳細を調整するものとする。

(2) ヒアリング審査

① ヒアリング審査の内容は次のとおりとする。

ア プレゼンテーション（15 分程度）

（ア）企業概要について

（イ）業務提案書についての補足及び具体的な説明

イ 質疑応答（10 分程度）

② プレゼンテーションの参加者は 4 名までとし、実施方法は自由形式とする。プレゼンテーションに必要な機材は応募者が準備するものとする。尚、プロジェクター等を使用する場合は、スクリーンについては、市側が準備するものとする。

(3) 受託候補者の決定

書類審査の得点にヒアリング審査の得点を加算して、総得点を算出してうえで、最も高い得点提案者をプロポーザルにおける受託候補者として選定する。

(4) 審査結果、受託候補者を決定することが不適当と判断した場合には、受託候補者を選定しない場合がある。

(5) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合には、審査の対象から除外するものとする。

- ① 申請書類により、事業者が備えるべき参加資格要件をすべて満たしていない場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合

- ③ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ④ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ⑤ 本募集に関して戸別に検討委員会の委員と接触を持った場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

(6) 審査結果

- ① 通 知 日 令和7年2月下旬頃までに通知する。
- ② 通知方法

応募者全員に選定審査結果通知書により通知する。

(7) 審査結果は宮古島市ホームページへの掲載により公表する。

Ⅰ 4 評価基準

評価基準に関しては以下の内容に基づき評価を行う。

1.書類審査（5段階の評価を行い105点となるように換算）		配点
提案項目	評価項目	
1. ごみ焼却施設における受託実績	ア 本施設と同等施設の運転実績	15
2. 業務実施計画	ア 業務責任者及び業務従事者等の配置計画、事業の監視体制 イ 業務従事者等の研修体制	15
3. 業務実施体制	ア 運転管理業務（有資格者の確保、配置、職員の経験等） イ 点検整備業務（修繕等の発生抑止策） ウ 環境管理業務 エ 防災管理業務 オ その他付帯業務	15
4. コンプライアンスについて	ア 法令遵守について イ 個人情報保護体制	15
5. 災害等緊急時危機管理体制	ア 災害等緊急時危機管理体制 イ 事業継続計画について	15
6. 地元貢献について	ア 地元貢献について イ 地元雇用について	15
7. その他業務委託に係わる提案	ア その他業務委託に係わる提案	15

※指定様式A4サイズ

A	B	C	D	E
評価できない	余り評価できない	評価できる	高く評価できる	特に高く評価できる
1～3点	4～6点	7～9点	10～12点	13～15点

Ⅰ 5 契約保証金

宮古島市契約規則第26条第1項により契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、宮古島市契約規則第26条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

Ⅰ 6 受託候補者の取消し

市長は、次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 応募申請書及び業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 指名停止となった場合

Ⅰ 7 保険等について

受託業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、受託業者に対して損害賠償請求権を有することから、受託業者は本履行業務開始までに第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

Ⅰ 8 委託契約の締結

選定された受託者候補と契約内容等を協議のうえ、契約を締結する。ただし、受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の受託候補者と契約の交渉を行い同意した場合には契約を締結する。

Ⅰ 9 その他

- (1) 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等の返却はしない。

20 プロポーザルのスケジュール

業務の都合によりスケジュールを変更する場合には、別途通知するものとする。

令和7年1月8日(水)	告示
令和7年1月8日(水) ～1月15日(水)	参加資料の配布
令和7年1月16日(木) ～1月17日(金)	募集要項等に対する質疑受付期間
令和7年1月20日(月)	募集要項等に対する質疑回答
令和7年1月23日(木)	参加申込書の提出期限
令和7年1月27日(月)	参加申請の可否通知
令和7年1月28日(火)	仕様書に対する質疑受付期間
令和7年2月3日(月)	仕様書に対する質疑回答期限
令和7年2月4日(火) ～2月10日(月)	申請書類の提出
令和7年2月17日(月)	書類審査・ヒアリング実施
令和7年2月下旬頃	選定審査決定通知

21 担当部署

〒906-0006

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 565-6

宮古島市役所 環境衛生局 衛生施設課

Tel : 0980-75-5339 Fax : 0980-73-0367